

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 26日

松江市長 殿

提出者



住 所 松江市浜乃木3丁目3番12号
氏 名 幸陽建設株式会社
代表取締役 持田 幸治
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0852-23-2611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	幸陽建設株式会社
事業場の所在地	松江市浜乃木3丁目3番12号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	20,000,000円
③ 従業員数	26人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建築工事、解体工事 がれき類、木くず→再生処理業者に委託して再資源化 上記以外の産業廃棄物→破碎等中間処理業者に委託して減容化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(年度) 実績】		別紙の通り	
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
排出抑制の為、選別を行う。 解体工事の受注状況によって、毎年流動的になる。				
② 計画	【目標】 別紙の通り			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
更に選別の徹底を行う。 年度初めの営業計画によって出した数量。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類等分別するとともに、他の廃棄物と混合しないよう に分別、保管を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量			t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量			t
(今後実施する予定の取組) 実施しない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量			t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量			t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量			t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量			t
(今後実施する予定の取組) 実施しない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
実施例なし。			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			
実施しない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】 別紙の通り	
① 現状		産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 書面による契約を実施。 選定にあたっては再資源化施設を優先。	

② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。			
※事務処理欄			

4. 処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	代表取締役 持田幸治	
廃棄物管理責任者	各工事現場主任技術者 12人	
役割	工事部門 現場統括責任者	○廃棄物処理に関する検討。 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理方針の策定 ○工事現場の廃棄物管理規定の策定、承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○社員、関連会社に対する教育、啓蒙
	現場代理人	各現場に於いて ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○マニフェスト伝票の交付、管理 ○現場作業員の教育、啓蒙

(2) 管理体制の強化

- ・会社全体
 - ・現場代理人は常に各部署と協力し合い、廃棄物に管理を徹底する。
- ・工事現場
 - ・現場代理人は作業所内における廃棄物作業管理組織を整備し、定期点検を実施するなど日常管理の徹底を図る。
- ・管理方法
 - ・関係法令を常に遵守し、廃棄物を適正に管理する。

(3) 教育・研修

- ・現場より発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修等指導を行う。(特に方の改正時には再度徹底する)
- ・安全作業の教育・研修を行う。

(4) 情報公開等

- ・現在は特になし。

5. 排出の要請に関する事項

(1) 現状

- ・各現場から発生する産業廃棄物は、各年の受注工事により種類並びに発生量は決まっていない。
- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くずは再生利用（委託処理）に努めて再生利用率は100%である。その他については減容化（中間処理）を行っている。

(2) 目標の設定

- ・再生利用可能な廃棄物については今後も100%を目標とし、その他の廃棄物については、再生利用が可能となる処理ルート（業者等）を模索し、全体的にも100%に近づくよう努力する。

(3) 具体的取組

- ・工事着工前の廃棄物の確認。
- ・処理業者と委託契約書を締結するにあたって事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況、搬入運搬ルート等）と定期的な確認をする。
- ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。（特に最終処理に該当する廃棄物について）

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

6. 分別に関する事項

(1) 現状

- ・各現場から発生する産業廃棄物は、各年の受注工事により種類並びに発生量は決まっていない。
- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くずは再生利用（委託処理）に努

めで再生利用率は100%である。その他については減容化（中間処理）を行っている。

(2) 目標の設定

- ・可能な限り100%分別を目標とし、それにより精度の高い再生利用が可能となるよう努力する。

(3) 具体的取組

- ・工事の工程（作業手順）を検討する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

(6) 委託処理の状況（契約の状況等）

- ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
- ・廃棄物は原則として処分先に直送とするが、積み替え保管を含む収集運搬業者の場合は現地確認を行う。
- ・処分場と契約締結するにあたり、許可証の内容並びに現地に於いて状況を確認する。

7. 再生利用に関する事項

(1) 現状

- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くずは再生利用（委託処理）に努めて再生利用率は100%である。その他については減容化（中間処理）を行っている。

(2) 目標の設定

- ・可能な限り100%再生利用を目標とし、今まで減容化（中間処理）並びに最終処分の廃棄物についても情報ネットワーク等を有効に利用し再生利用を推進していく。

(3) 具体的取組

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」並びにその他独自の情報を検討する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

(6) 委託処理の状況（契約の状況等）

- ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
- ・廃棄物は原則として処分先に直送とするが、積み替え保管を含む収集運搬業者の場合は現地確認を行う。
- ・処分場と契約締結するにあたり、許可証の内容並びに現地に於いて状況を確認する。

8. 処理に関する事項（6及7に記載する分別及び再生利用に関する項目を除く）

(1) 現状

- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くず以外は、減容化（中間処理）をした後最終処分を行っている。

(2) 目標の設定

- ・今後も再生利用を最重要視し、最終処分の廃棄物についても、情報ネットワーク等を有効に利用し、再生利用を行っていく。

(3) 具体的取組

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」並びにその他独自の情報を検討する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。

場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境 I S O 等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

(6) 委託処理の状況（契約の状況等）

- ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
- ・廃棄物は原則として処分先に直送とするが、積み替え保管を含む収集運搬業者の場合は現地確認を行う。
- ・処分場と契約締結するにあたり、許可証の内容並びに現地に於いて状況を確認する。

廃棄物の処理に関する基本的事項（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ・発生した産業廃棄物は自ら処分することを原則とし、収集運搬業者又は処理業者に委託する場合は、収集運搬から最終処分に至るまで確認をする。
- ・最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成度時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は定期的に必要な指導を行う。
- ・廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施しました関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制：工程内リサイクルを推進する。

：発生抑制を考慮した工程方法を検討する。

再生利用：資源化、燃料利用を推進する。

：再生利用ルートを確保する。

中間処理：再生利用並びに減容化の中間処理を推進する。

その他：発生する廃棄物を把握し、適正な運搬車両選択と共に処分に於いては処理内容を確認し、適正な処理業者と委託契約書を締結する。又、収集運搬を委託する場合も同様とする。

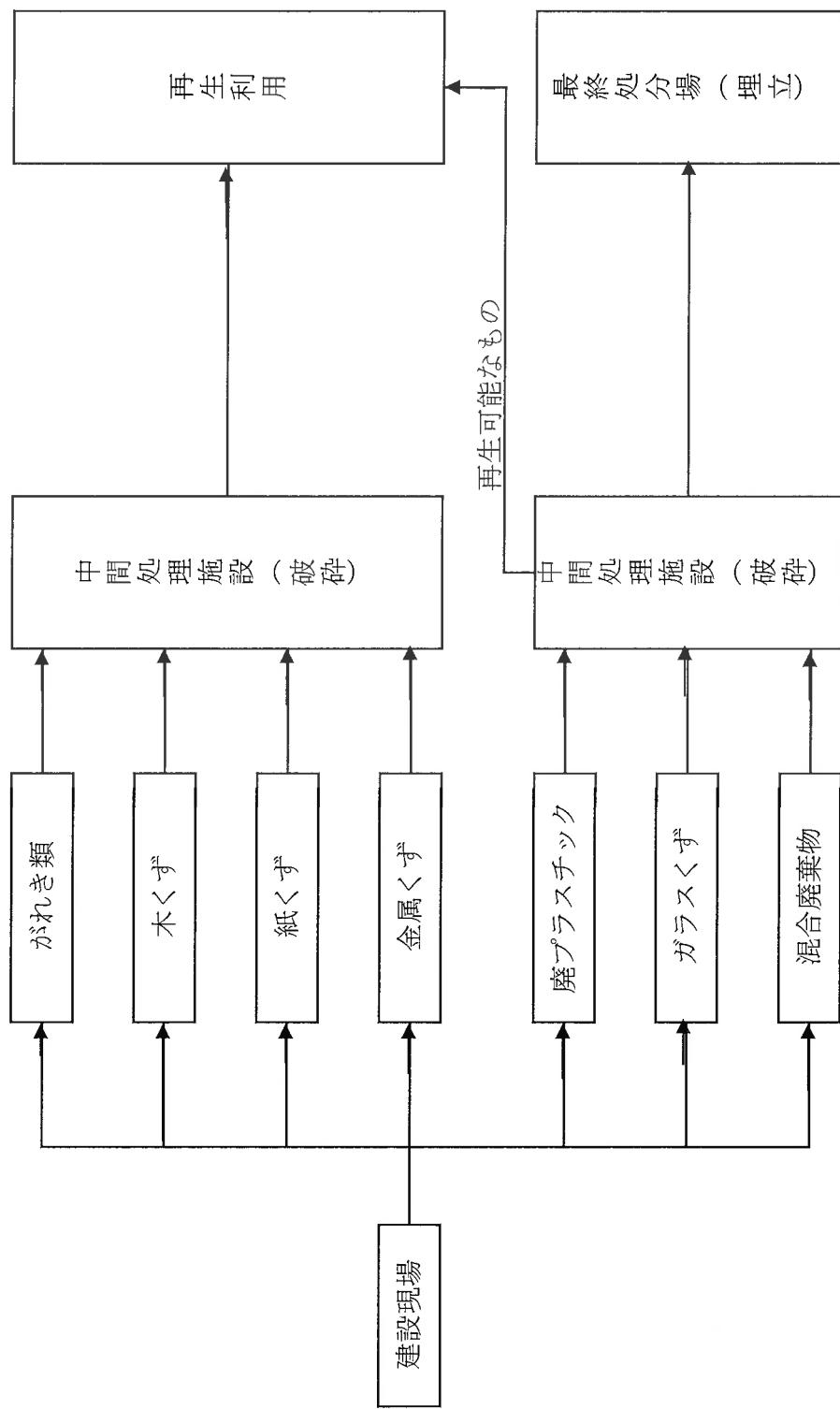
令和4年度産業廃棄物発生量及び令和5年度目標

産業廃棄物の種類	令和4年度発生量(t)			令和5年度目標(t)	
	排出量	再生業者委託	優良業者委託	排出量	再生業者委託
がれき類	2,759.7	2,759.7	1,854.2	800.0	800.0
廃プラスチック類	75.4	75.4	30.2	20.0	20.0
ガラスくず	98.4	0.0	31.4	40.0	0.0
金属くず	30.4	30.4	19.9	10.0	10.0
木くず	166.3	166.3	24.5	100.0	100.0
石綿含有(がれき)	4.8	0	3.0	2.0	0
管理型混合廃棄物	33.9	33.9	7.7	20.0	20.0
紙くず	9.4	9.4	9.2		
合 計	3,178.3	3,079.9	1,980.1	992.0	952.0
					542.5

1. 会社の概要			
(1) 会社名	幸陽建設株式会社		
(2) 資本金	20,000,000円		
(3) 従業員数	26名		
2. 当該事業場において現に行っている事業の概要			
(1) 従業員数	26名		
(2) ベット数(医療機関等)	――		
(3) 製造品出荷額等 又は 元請完成工事高	895,652千円		
(4) 製造又は工事概要	総合建設業 ※別添 建設業許可の通り		
(5) 製造等フローシート	受注工事の内容により異なるがその都度定められた法令に従い処理する		
(6) 工場等配置図	受注工事の場所により異なる		
(7) 建設工事請負実績	学校施設建築工事 住宅新築工事 店舗改修工事 工場棟新築工事 他		
(8) 事業展望	建設工事(新築・リフォーム)及び解体撤去工事において 建設リサイクル法を遵守し適正に産業廃棄物を処理する。 また、元請けとして最終処分までの流れを把握し、不適切 業者の介入のないよう管理する。		
(9) 廃棄物発生フロー図	図面添付(図1)		
(10) 作成処理計画	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	双方
(11) 連絡先 (担当者)	所属部署	総務部	
	氏名	高橋 久美	
	電話番号	0852-23-2611	
	FAX	0852-27-0096	
3. 計画期間		令和5年 4月 1日から令和6年 3月 31日まで	

産廃物発生フロー図

図1



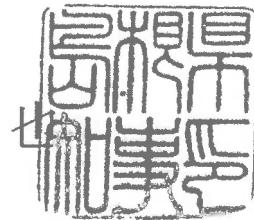


土総第14号の132
令和 3年11月 2日

幸陽建設（株）

代表取締役
持田 幸治 様

島根県知事 丸 山 達
(土木部土木総務課)
特定建設業の許可について（通知）



令和 3年 10月 4日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 島根県知事 許可(特一 3) 第 222号

許可の有効期間 令和 3年11月10日から 令和 8年11月 9日まで

建設業の種類

土木工事業
大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
舗装工事業
内装仕上工事業
解体工事業

建築工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
しゆんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 8年10月 10日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)